

柔道整復療養費(整骨院・接骨院の施術)における 患者ごとの「償還払い」への変更について

多くの整骨院・接骨院では施術を行った場合、病院・診療所にかかったときと同じように自己負担分3割を支払い、柔道整復師が患者に変わり残りの費用7割を健康保険組合に請求する「受領委任払い」という方法が認められています。

ただし、下記の事例が認められた場合、当組合からの注意喚起後、「受領委任払い」を適用せず、「償還払い」に変更します。

1. 柔道整復師が家族や関連施術所の開設者・従業員などに対して行った施術の費用を繰返し請求した場合
2. 当組合が患者に対する照会を、適切な時期に患者に分かりやすい内容で繰返し行っても、回答がいただけない場合
3. 複数の施術所において同部位の施術を重複して受けている場合
4. 長期かつ頻回な施術(初検日から5カ月を超え、かつ1ヶ月当たり10回以上の施術)を継続して受けている場合 (4のみ令和6年10月より追加)

「償還払い」とは、患者が窓口で10割支払い、後日健康保険組合に7割分を請求するという仕組みです。

この仕組みを導入することで、健康保険組合は更なる療養費の適正化に努めてまいります。

手続き方法の詳細については、健康保険組合にお問合せください。